

一般競争入札の執行について

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第105条の規定により公告します。

令和3年11月10日

佐久市・軽井沢町清掃施設組合 組合長 柳田 清二

1 入札対象工事

工 事 名	令和3年度 佐久クリーンセンター解体工事
工 事 場 所	佐久市中込 2880 番地
工 事 概 要	敷地面積：8,614 m ² 焼却施設解体：60 t / 日 × 2 炉、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造、地下2階地上4階、 延べ面積 3,176 m ² 他
工 期	契約日から令和5年8月31日まで

2 入札参加資格要件

次に掲げる要件を「一般競争入札参加申請書提出日から落札決定日まで」の間、すべて満たしていること。

(1) 工事施工方式

- ア 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工方式とする。
- イ 共同企業体は自主結成とし、構成員数は2者とする。
- ウ 共同企業体の構成員の組合せは、下記(2)の共同企業体の構成員となる者に必要な共通資格要件をすべて満たす者のうち、下記(3)代表となる構成員の資格要件をすべて満たす者1者と下記(4)の代表者以外の構成員の資格要件をすべて満たす者1者との組合せとする。
- エ 共同企業体の代表者は、構成員のうち最大の施工能力を有する者で、その出資比率は構成員中最大の出資比率であること。
- オ 共同企業体の最小の出資者の出資比率は、30%以上であること。

(2) 共同企業体の構成員となる者に必要な共通資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 令和3年度佐久市建設工事入札参加資格者名簿又は令和3年度軽井沢町建設工事入札参加登録者名簿に登録されている者であること。
- ウ 佐久市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加等停止措置要綱（平成24年告示第8号）又は軽井沢町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要綱の規定に基づく指名停止又は入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- エ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止処分を受けていない者であること。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをされていない者であること。
- カ 共同企業体の各構成員は、当該工事の入札に参加する他の共同企業体の構成員を兼ねていない者であること。

キ 共同企業体の各構成員は、当該工事の入札に参加する他の共同企業体の構成員との間に、資本関係又は人的関係（以下「特定関係」という。）がない者であること。

ク 共同企業体の各構成員は、当該工事に係る設計業務の受託者でない者又は当該受託者と特定関係がない者であること。

ケ 所在する市区町村に税の未納がない者であること。

(3) 代表者となる構成員の資格要件

ア 建築工事業について、特定建設業の許可を有し格付A級の者であること。

イ 平成18年4月1日以降に、国、都道府県、市町村又は地方自治法（昭和22年法律第67号）による特別地方公共団体のうち特別区又は地方公共団体の組合から発注された、1炉の焼却能力30t/日以上的一般廃棄物焼却施設の解体工事（全部解体）を元請けとして施工実績（施工中も可）を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、代表構成員としての実績に限る。

ウ 次に掲げる要件をすべて満たす建設業法第26条による監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 入札参加申請日現在において、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。

(イ) 建築工事業に係る監理技術者資格証の交付及び監理技術者講習を受けている者であること（資格は、入札参加申請日現在で取得していること（登録が必要なものについては、登録が完了していること。）を必要とする。）。

(4) 代表者以外の構成員の資格要件

ア 佐久市又は軽井沢町に本社、本店が所在し、解体工事業について、特定建設業の許可を有し格付A級の者であること。

イ 次に掲げる要件をすべて満たす建設業法第26条による主任技術者を専任で配置できること。

(ア) 入札参加申請日現在において、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。

(イ) 解体工事業に係る国家資格を有する者であること（資格は、入札参加申請日現在で取得していること（登録が必要なものについては、登録が完了していること。）を必要とする。）。

3 入札の日程等

入札手続き等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和3年11月10日（水）から 令和3年12月22日（水）まで 午前9時～午後5時まで	・ 佐久市・軽井沢町清掃施設組合 （佐久市役所 本庁3階）
入札参加申請受付 （郵送可）	令和3年11月11日（木）から 令和3年12月10日（金）まで 持参提出の場合 午前9時～午後5時まで	・ 提出書類（各1部） ①一般競争入札参加申請書（様式第1号） ②特定建設工事共同企業体協定書（様式第2号） ③特定建設工事共同企業体の概要（様式第3号） ④配置予定技術者調書（様式第4号） ⑤施工実績調書（様式第5号） ⑥誓約書（様式第6号） ・ 持参提出先 佐久市・軽井沢町清掃施設組合 （佐久市役所 本庁3階） ・ 郵送宛先 長野県佐久市中込3056番地 佐久市・軽井沢町清掃施設組合 工事入札担当 行き ※封筒の表面に「一般競争入札参加申請書在中」と記載すること。 ※切手を貼付した返信用封筒を同封すること。 ※受付期間内に到達すること。

入札参加資格の確認	上記申請書受理後概ね1週間	・入札参加資格確認結果通知書により通知する。
設計図書等の入手	令和3年11月10日(水)から 令和3年12月22日(水)まで	・佐久市ホームページからダウンロードすること。
設計図書等に関する質問受付	令和3年12月1日(水)から 令和3年12月10日(金)まで (最終日は午後5時まで)	・質問書様式は佐久市ホームページからダウンロードすること。 ・佐久市・軽井沢町清掃施設組合へ持参又はEメールによる。 E-mail : office@sakukaruizawaclean.or.jp ・口頭による質問、期限後の質問は一切受け付けない。 ・入札参加申請書提出後、共同企業体で提出すること。ただし、入札参加資格確認により資格がないと認められた共同企業体の質問書は無効とする。
質問回答の期日・方法	令和3年12月15日(水)	・佐久市ホームページにて回答する。
入札開札日時・場所	令和3年12月22日(水) 午後2時から	・佐久市役所 南棟3階会議室
落札者の決定等	・予定価格以下で、最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、低入札価格調査となった場合は、この限りではない。	
入札結果の公表	・佐久市・軽井沢町清掃施設組合において閲覧にて公表する。	

4 入札事項等

入札事項	<ul style="list-style-type: none"> ・入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。 ・落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ・第1回入札時には、入札書に工事費内訳書(入札書に記載した金額と一致する。)をホチキス留めして提出すること。 ・代理人が入札書を提出する場合は、併せて委任状を提出すること。なお、すべての応札者は本人であることが確認できるものを持参し、受付に提示すること。 ・入札は、佐久市財務規則(平成17年佐久市規則第39号)及び「佐久クリーンセンター解体工事」入札心得に従い行う。
最低制限価格	・適用なし
低入札価格調査制度	<ul style="list-style-type: none"> ・適用あり (1) 調査基準価格は、入札書比較価格の100分の70の額とする。 (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない。 イ 調査は、佐久市低入札価格調査実施要領を準用し実施する。 ウ 調査資料を提出するよう通知を受けた場合は、期限までに提出しなければならない。また、工事担当課の調査に応じなければならない。 (3) 調査に関する書類及び判断結果は、契約後に原則として閲覧により公表する。
入札保証金	・免除(ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5以上の納付を要する)
契約保証金	・契約請負代金額の100分の10以上の金銭的保証
前払金	・適用あり (当該会計年度の出来高予定額の10分の3以内)
中間前払金	・適用なし

部 分 払 金	・適用あり（佐久市財務規則第 138 条の規定による）
支 払 限 度 額	・令和 5 年度までの債務負担行為であり、各会計年度における支払限度額は、以下のとおり予定しており、入札後定めることとする。 令和 3 年度：請負金額の 1.0%程度 令和 4 年度：請負金額の 62.0%程度 令和 5 年度：請負金額の 37.0%程度 ただし、予算の都合上その他の必要があるときは、支払限度額を変更することがある。
入 札 の 無 効	・佐久市財務規則第 111 条又は入札心得第 8 条の規定によるほか、入札書と工事費内訳書の金額が相違する入札書等は無効とする。また、無効とされた以降の入札書、見積書の提出は行えない。

5 配置技術者等通知書の提出

契約締結時に配置技術者等通知書（様式第 8 号）を提出すること。

6 契約条項等

- (1) 請負契約書の作成は、佐久市建設工事請負契約書作成の手引きを参考とする。
- (2) 本件が、佐久市・軽井沢町清掃施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 55 年条例第 9 号）第 2 条の規定に該当する場合は、建設工事請負契約の仮契約を締結する。仮契約は、建設工事請負契約について佐久市・軽井沢町清掃施設組合議会の議決を得ることにより、本契約とする。
- (3) 落札決定後において、契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約を結ばないことがある。

7 その他の事項

- (1) 共同企業体の有効期間は、請負契約の履行後 3 ヶ月を経過した日までとする。ただし、当該有効期間満了後であっても、当該工事について、契約不適合責任がある場合は、各構成員は、連帯してその責めを負うものとする。
- (2) 共同企業体に対する行為は、全て当該企業体の代表者となる構成員を相手として行うものとする。
- (3) 申請書等に虚偽の記載をしたものは、入札に参加できない。
- (4) 代表者となる構成員が配置する監理技術者は、可能な限り焼却施設解体工事の施工経験を有するものとする。
- (5) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (6) 入札を行った者は、入札後に、入札心得、契約約款、設計図書、現場などについての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

8 問い合わせ先

佐久市・軽井沢町清掃施設組合 施設係 担当 井出

電 話 0267-62-7337

メール office@sakukaruizawaclean.or.jp